

電気工事士法(昭和35年8月1日法律第139号)の逐条解説
(令和6年7月版)

(目的)

第1条 この法律は、電気工事の作業に従事する者の資格及び義務を定め、もつて電気工事の欠陥による災害の発生の防止に寄与することを目的とする。

【趣旨】

本条は、電気工事士法全体の目的を示したものである。すなわち、本法の規制の中心が、電気工事の作業に従事する者について一定の資格と義務を定めることにあり、これによって電気工事の欠陥による災害の発生の防止に寄与しようとするものである旨をうたっている。

【解説】

1. 「電気工事」については、第2条第3項の定義を参照のこと。
2. 「電気工事の作業に従事する者」とは、電気工事の現場において自らが実地に電気工事の作業を行う者をいう。また、いわゆる補助工事人として工事の一部の補助に当たる者であっても、実際に作業を自分で行う場合は、これに該当する。しかし、単に工事の監督のみを行う者は該当しない。
3. 「電気工事の欠陥による災害の発生の防止に寄与する」と規定したのは、本法のみにより災害の発生を根本的に防止し得るものではなく、電気事業法等に基づく他の保安措置と相まってはじめて防止が可能となるものだからである。なお、「災害」には、漏電等を原因とする火災のほか感電事故等を含むことは当然であるが、「電気工事の欠陥による」もののみを指し、電気工事の作業に従事する者自体に対する作業上の災害防止は本法の直接の目的ではない。

(用語の定義)

第2条 この法律において「一般用電気工作物等」とは、一般用電気工作物（電気事業法（昭和39年法律第170号）第38条第1項に規定する一般用電気工作物をいう。以下同じ。）及び小規模事業用電気工作物（同条第3項に規定する小規模事業用電気工作物をいう。以下同じ。）をいう。

2 この法律において「自家用電気工作物」とは、電気事業法第38条第4項に規定する自家用電気工作物（小規模事業用電気工作物及び発電所、変電所、最大電力500キロワット以上の需要設備（電気を使用するために、その使用の場所と同一の構内（発電所

又は変電所の構内を除く。)に設置する電気工作物(同法第2条第1項第18号に規定する電気工作物をいう。)の総合体をいう。)その他の経済産業省令で定めるものを除く。)をいう。

3 この法律において「電気工事」とは、一般用電気工作物等又は自家用電気工作物を設置し、又は変更する工事をいう。ただし、政令で定める軽微な工事を除く。

4 この法律において「電気工事士」とは、次条第1項に規定する第一種電気工事士及び同条第2項に規定する第二種電気工事士をいう。

【趣旨】

本条は、この法律において使用される用語であって、定義の必要なもの、すなわち、「一般用電気工作物等」、「自家用電気工作物」、「電気工事」及び「電気工事士」についてその内容及び範囲を明確にしたものである。

【解説】

1. 電気工作物とは、電気事業法上、発電、変電、送電若しくは配電又は電気の使用のために設置する機械、器具、ダム、水路、貯水池、電線路その他の工作物(船舶、車両又は航空機に設置されるものその他政令で定めるものを除く。)の総称であり、発電所、変電所等は、総合的設備として電気工作物であるとともに、それを組成する機械、器具も電気工作物である。

この電気工作物は、従来電気事業の用に供する電気工作物、一般用電気工作物及び自家用電気工作物の三つに分類され、これらの工事、維持及び運用に関して所要の規制が行われてきたが、平成7年の電気事業法の改正により、電気工作物は「事業用電気工作物」と「一般用電気工作物」に大きく区分が改められ、更に「事業用電気工作物」の内訳として「一般送配電事業、送電事業、配電事業、特定送配電事業又は発電事業であつてその事業の用に供する発電等用の電気工作物が主務省令で定める要件に該当する事業の用に供する電気工作物」と「自家用電気工作物」の分類がされている。また、令和4年の電気事業法の改正により、従来「一般用電気工作物」であった電気工作物の一部が「小規模事業用電気工作物」とされた。これに伴い、電気工事二法において「一般用電気工作物」との用語を、「一般用電気工作物」及び「小規模事業用電気工作物」を総称する用語として「一般用電気工作物等」に改める改正が行われた(すなわち、改正後の電気工事二法における「一般用電気工作物等」の指し示す電気工作物の範囲は、改正前の「一般用電気工作物」の指し示す範囲と同一である。))。

2. 電気保安に関するわが国の法体系は、電気工作物の設置者が電気保安に関する知識を有している場合には、電気事業法により設置者を規制することによって、他方、設置者に電気保安に関する知識が乏しい場合には、設置者だけでなく、電気工事士法により電

電気工事を行う者をも併せ規制することによって、保安を確保することを基本とし、従来は、一般家庭等電気保安に関する知識の乏しい者が設置する一般用電気工作物のみが、電気工事士法の規制対象とされてきたところである。

しかしながら、中小ビル等の電気設備は、かつては小規模なものが多く電気事業法上の一般用電気工作物に該当するものがほとんどであったものが、空調設備、情報設備等の普及により大型化し、電気事業法に基づく分類上は自家用電気工作物に該当するものが多くなってきた。一方で中小ビル等の設置者の電気保安に関する知識は、依然として一般家庭等の場合と大差なく、事故も多発していることからその保安確保のためには、電気工事の実施段階で工事を行う者を規制する必要性が生じてきた。

このため、昭和62年の法律改正では、この法律における規制対象を従来の一般用電気工作物の工事に加えて、自家用電気工作物の工事にも拡大したものである。

3. 第1項は、一般用電気工作物等の定義を定めている。「一般用電気工作物等」とは、「一般用電気工作物」及び「小規模事業用電気工作物」をいい、「一般用電気工作物」とは、電気事業法第38条第1項第1号から第3号までにおいてそれぞれ以下のとおり規定されている。

- ・第1号：低圧受電電線路（当該電気工作物を設置する場所と同一の構内において低圧（600V以下の電圧をいう。）の電気を他の者から受電し、又は他の者に受電させるための電線路をいう。）以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気工作物と電氣的に接続されていないものと規定されている。概括的にいえば、一般家庭、商店等の屋内配電設備等がこれに該当する。
- ・第2号：小規模発電設備（低圧の電気に係る発電用の電気工作物であって、電気事業法施行規則第48条第2項に定めるものをいう。）であって、出力が電気事業法施行規則第48条第4項で定める出力未満であり、かつ低圧受電電線路以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気工作物と電氣的に接続されていないものと規定されている。例えば、屋根置きで小型の太陽電池発電設備がこれに該当する。
- ・第3号：第1号、第2号に掲げるものに準ずるものとして経済産業省令で定めるものと規定されている。

ただし、小規模発電設備以外の発電用の電気工作物と同一の構内に設置するもの又は爆発性若しくは引火性のものが存在するため電気工作物による事故が発生するおそれが多い場所として電気事業法施行規則第48条第3項で定める場所に設置するものは除かれる。

「小規模事業用電気工作物」とは、電気事業法第38条第3項において、一般用電気工作物以外の電気工作物であって、低圧受電電線路以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気工作物と電氣的に接続されておらず、かつ次の要件に該当するもの及びそれに準ずるものとして経済産業省令で定めるものと規定されている。

- ・ 太陽電池発電設備であって、出力10kW以上50kW未満のもの
- ・ 風力発電設備であって、出力20kW未満のもの

4. 第2項は、昭和62年の法律改正で新たに規制対象として追加された自家用電気工作物の定義を定めている。電気事業法においては、「自家用電気工作物」とは、同法第38条第4項において、電気事業の用に供する電気工作物及び一般用電気工作物以外の電気工作物とされており、概括的にいえば、ビル、工場等の発電・変電設備、需要設備等がこれに該当する。

自家用電気工作物については、従来この法律の規制対象とされていなかったが、先に述べたような中小ビル等の状況変化を踏まえ、昭和62年の改正で規制対象に加えられることとなったものであるが、電気事業法上で定義される自家用電気工作物の全てが電気工事士の規制対象とされたわけではない。

すなわち、電気事業法上の自家用電気工作物であっても、小規模事業用電気工作物及び発電所、変電所、最大電力（電力会社との契約電力）500kW以上の需要設備その他の経済産業省令で定めるもの（送電線路（附属する開閉所を含む。）及び保安通信設備）については、その設置者が電気保安に関する十分な知見を有しており、事実上、電気工事業者の選定も含めて、工事に関して十分的確に保安を確保できる体制にあると考えられ、事実、事故発生率も低いことから、これらについては、本法の規制対象から除外している。したがって、本法の規制対象となるのは、主に最大電力500kW未満の需要設備であり、先に述べた中小ビル等の設備がこれに該当する。なお、非常用予備発電装置は、需要設備の附帯設備として、需要設備の範ちゅうに含まれる。

5. 第3項は、電気工事の定義を定めており、電気工事とは一般用電気工作物等又は自家用電気工作物を設置したり又は変更する工事をいう。ここで「変更する工事」とは、設置されている電気工作物の現状を変更する全ての工事をいい、撤去の工事（工事が、電路が既に遮断され、以降電気をを用いない場合に、遮断された部分についての設備を撤去する作業に該当する場合（建物を取り壊す場合など）には、そもそも「電気工事」に該当しない。ただし、電路を遮断する行為自体としての取り外す作業や、接続を外す作業等は、「電気工事」となる。）も含まれる。また、同項ただし書の政令で定める「軽微な工事」とは、電圧600V以下で使用するソケット、スイッチ等にコード等を接続する工事、同じく電圧600V以下で使用する電気機器等の端子に電線をねじ止めする工事、電圧600V以下で使用する電力量計及び電流制限器を取り付け又は取り外す工事、ヒューズを取り付け又は取り外す工事、電柱等の設置又は変更の工事等をいい、電気工事士法施行令第1条に定められている。

なお、接地端子付きのコンセントに洗たく機等の機器の接地線を単にねじ止めするものは、従来から電気工事とは扱っていない。

6. 第4項は、電気工事士の定義を定めている。「電気工事士」といえるのは、具体的には一般用電気工作物等の工事に従事する「第二種電気工事士（従来の電気工事士）」と、一般用電気工作物等及び自家用電気工作物の工事に従事する「第一種電気工事士」である。

(電気工事士等)

- 第3条 第一種電気工事士免状の交付を受けている者（以下「第一種電気工事士」という。）でなければ、自家用電気工作物に係る電気工事（第3項に規定する電気工事を除く。第4項において同じ。）の作業（自家用電気工作物の保安上支障がないと認められる作業であつて、経済産業省令で定めるものを除く。）に従事してはならない。
- 2 第一種電気工事士又は第二種電気工事士免状の交付を受けている者（以下「第二種電気工事士」という。）でなければ、一般用電気工作物等に係る電気工事の作業（一般用電気工作物等の保安上支障がないと認められる作業であつて、経済産業省令で定めるものを除く。）に従事してはならない。
- 3 自家用電気工作物に係る電気工事のうち経済産業省令で定める特殊なもの（以下「特殊電気工事」という。）については、当該特殊電気工事に係る特種電気工事資格者認定証の交付を受けている者（以下「特種電気工事資格者」という。）でなければ、その作業（自家用電気工作物の保安上支障がないと認められる作業であつて、経済産業省令で定めるものを除く。）に従事してはならない。
- 4 自家用電気工作物に係る電気工事のうち経済産業省令で定める簡易なもの（以下「簡易電気工事」という。）については、第1項の規定にかかわらず、認定電気工事従事者認定証の交付を受けている者（以下「認定電気工事従事者」という。）は、その作業に従事することができる。

【趣旨】

本条は、電気工事の欠陥による災害の発生を防止するため、電気工事士等以外の者が電気工事の作業に従事することを禁止したもので、この法律の目的を達成するためのもっとも根本的な規定である。

【解説】

1. 第1項は、第一種電気工事士免状の交付を受けている第一種電気工事士以外の者が自家用電気工作物に係る電気工事に従事することを禁止した規定である。昭和62年の法律改正により、従前は何人でも従事できた自家用電気工作物に係る電気工事について、今後は第一種電気工事士免状を取得しなければ、従来の電気工事士の免状を有する者でも従事できないこととなった訳であるが、このような従来からの自家用電気工作物の工事

従事者の既得権益を急激に剥奪すること及び第一種電気工事士の不足が社会的混乱をもたらすことを防ぐため、昭和62年の改正法附則第2条において、本項の施行は公布の日から1年後とするとともに、同附則第6条において旧法の規定により電気工事士免状の交付を受けた後電気工事に関して3年以上の実務経験を有する者又は電気工事に関して10年以上の実務経験を有する者は、施行後2年以内に所定の講習を受講すれば第一種電気工事士免状を取得できる等の経過措置を置いた。

なお、「自家用電気工作物の保安上支障がないと認められる作業」とは、当該電気工事の作業が極めて容易であって、そもそも施工不良が発生するおそれがほとんどないもの、第一種電気工事士が行う作業を補助する作業等をいい、具体的には、受電設備等に係るさく、へいを設置する作業、電線の被覆を除去、ないし電線を切断する等の電気工事の準備作業、がいし等の電線支持物を設置する作業等が該当する。

2. 第2項は、第一種電気工事士又は第二種電気工事士免状の交付を受けている第二種電気工事士以外の者が一般用電気工作物等に係る電気工事に従事することを禁止した規定である。自家用電気工作物の場合は、一般用電気工作物等に比べて電圧が高く容量も大きいことから、この電気工事に従事する第一種電気工事士の知識・技能のレベルは、一般用電気工作物等の電気工事に従事する第二種電気工事士のそれよりも高く、したがって第一種電気工事士も自動的に一般用電気工作物等に係る電気工事に従事することができることとしたものである。なお、旧法における電気工事士は、改正後の新法上、自動的に第二種電気工事士とみなされる。

「一般用電気工作物等の保安上支障がないと認められる作業」とは、先に述べた自家用電気工作物のそれとほぼ同様である。

3. 第3項は、自家用電気工作物に係る電気工事のうち、特殊な分野である特殊電気工事については、特種電気工事資格者認定証の交付を受けている特種電気工事資格者以外の者が従事することを禁止した規定である。

自家用電気工作物及びその工事の種類は、極めて多種多様であり、自家用電気工作物のうち、ある特定かつ特殊な電気設備の電気工事にしか従事しない者が存在するような特殊な分野として、ネオン工事、非常用予備発電装置工事がある。係る分野においては、電気保安の確保上、必ずしも自家用電気工作物の全体に係る知識、技能は必要とされない反面、当該分野特有の極めて専門的な知識、技能等が要求されることから、第一種電気工事士といえどもこれに従事させることは適当でなく、当該分野に対応した特種電気工事資格者に従事させる方が合理的であるとしたものである。なお、特種電気工事資格者の認定の基準は、電気工事士法施行規則で定めており、また本認定権限は、電気工事士法施行令で各産業保安監督部長に委任されている。

しかし、特種電気工事資格者は、ある特殊かつ限定的な分野のみに従事できる特例的

資格であって、自家用電気工作物ないし一般用電気工作物等の電気工事に一般的に従事できるわけではない。

自家用電気工作物に係る「特殊電気工事」は、具体的には電気工事士法施行規則第2条の2でそれぞれ次のとおり規定されている。

ネオン工事	ネオン用として設置される分電盤、主開閉器（電源側の電線との接続部分を除く。）、タイムスイッチ、点滅器、ネオン変圧器、ネオン管及びこれらの附属設備に係る電気工事
非常用予備発電装置工事	非常用予備発電装置として設置される原動機、発電機、配電盤（他の需要設備との間の電線との接続部分を除く。）及びこれらの附属設備に係る電気工事

4. 第4項は、自家用電気工作物に係る電気工事のうち簡易なもの（簡易電気工事）については、認定電気工事従事者認定証の交付を受けている認定電気工事従事者が、その作業に従事することができることを定めたものである。「簡易電気工事」とは、具体的には電気工事士法施行規則第2条の3で「電圧600ボルト以下で使用する自家用電気工作物に係る電気工事（電線路に係るものを除く。）」と規定されている。なお、認定電気工事従事者についても、認定の基準は、電気工事士法施行規則で定めており、また本認定権限は、電気工事士法施行令で各産業保安監督部長に委任されている。

（電気工事士免状）

第4条 電気工事士免状の種類は、第一種電気工事士免状及び第二種電気工事士免状とする。

2 電気工事士免状は、都道府県知事が交付する。

3 第一種電気工事士免状は、次の各号の一に該当する者でなければ、その交付を受けることができない。

一 第一種電気工事士試験に合格し、かつ、経済産業省令で定める電気に関する工事に関し経済産業省令で定める実務の経験を有する者

二 経済産業省令で定めるところにより、前号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有していると都道府県知事が認定した者

4 第二種電気工事士免状は、次の各号の一に該当する者でなければ、その交付を受けることができない。

一 第二種電気工事士試験に合格した者

二 経済産業大臣が指定する養成施設において、経済産業省令で定める第二種電気工事士たるに必要な知識及び技能に関する課程を修了した者

三 経済産業省令で定めるところにより、前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技

能を有していると都道府県知事が認定した者

- 5 都道府県知事は、次の各号の一に該当する者に対しては、電気工事士免状の交付を行わないことができる。
 - 一 次項の規定による電気工事士免状の返納又は次条第6項の規定による特種電気工事資格者認定証若しくは認定電気工事従事者認定証の返納を命ぜられ、その日から1年を経過しない者
 - 二 この法律の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者
- 6 都道府県知事は、電気工事士がこの法律又は電気用品安全法（昭和36年法律第234号）第28条第1項の規定に違反したときは、その電気工事士免状の返納を命ずることができる。
- 7 電気工事士免状の交付、再交付、書換え及び返納に関し必要な事項は、政令で定める。

【趣旨】

本条は、電気工事士免状の種類並びに交付、再交付、書換え及び返納に関して定めたものである。

【解説】

1. 第1項は、電気工事士免状の種類を電気工事士の種類ごとにすることを定めたものである。
2. 第2項は、第一種、第二種電気工事士免状の交付について、都道府県知事が行うことを定めたものである。
3. 第3項は、第一種電気工事士免状の交付を受けることができる者を定めたものである。

第1号において第一種電気工事士免状取得のために実務経験を要することとした理由は、第一種電気工事士が実施する自家用電気工作物の電気工事は、

- a. 高電圧（通常6,000V以上）を取り扱うため危険度が高いこと
- b. 設備が複雑、かつ、大型であり、作業が画一的でないこと
- c. 技術進歩が著しいこと

等の特徴を有することから、第一種電気工事士については、試験により知識の度合を判断する一方で、電気工事に関する熟練した施工技術、臨機応変な対応力、新しい技術への吸収・適応能力等を身に付けていることが必要と判断したため、実務経験を課したものである。

4. 具体的な実務経験の内容と期間については、電気工事士法施行規則第2条の4で次のとおり規定されている。

実務経験の内容	(施行規則第2条の4第1項) 法第4条第3項第1号の経済産業省令で定める電気に関する工事は、電気に関する工事のうち、令第1条に定める軽微な工事、第2条の2に定める特殊電気工事、電圧5万ボルト以上で使用する架空電線路に係る工事及び保安通信設備に係る工事以外のものとする。
実務経験の期間	(施行規則第2条の4第2項) 法第4条第3項第1号の経済産業省令で定める実務の経験は、3年以上の従事とする。

5. 第2号中の「経済産業省令で定める同等以上の知識及び技能を有している者」については、具体的には、電気工事士法施行規則第2条の5及び経済産業省告示において次のとおり規定されている。

(施行規則第2条の5)

- 一 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項第一号の第一種電気主任技術者免状、同項第二号の第二種電気主任技術者免状若しくは同項第三号の第三種電気主任技術者免状（以下「電気主任技術者免状」と総称する。）の交付を受けている者又は旧電気事業主任技術者資格検定規則（昭和7年通信省令第54号）により電気事業主任技術者の資格を有する者（以下単に「電気事業主任技術者」という。）であつて、電気主任技術者免状の交付を受けた後又は電気事業主任技術者となつた後、電気工作物の工事、維持又は運用に関する実務に5年以上従事していたもの
- 二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると明らかに認められる者であつて、経済産業大臣が定める資格を有するもの

(平成12年通商産業省告示第929号)

電気工事士法施行規則（以下「規則」という。）第2条の5第二号の経済産業大臣が定める資格は、社団法人日本電気協会又は財団法人電気技術者試験センターが行つた高圧電気工事技術者試験に合格し、かつ、当該試験に合格した後、規則第2条の4第1項に規定する電気に関する工事に関し3年以上の実務の経験を有していることとする。

なお、経済産業省告示のうち、高圧電気工事技術者試験の合格者には、次のものも含まれている。

電気工事技術者検定規則（昭和34年通商産業省告示第329号）に基づき、通商産業大臣の認定法人として、昭和34年から36年まで社団法人日本電気協会が行った試験のうち、試験の区分が高圧のもの試験（高圧電気工事技術者試験）に合格し、かつ、通商産業大臣から「電気工事技術者検定合格証書（検定の区分が高圧のものに限る。）」が授与された者

6. 第4項は、第二種電気工事士免状の交付を受けることができる者を定めたものである。

第二号中の「養成施設」とは、一般用電気工作物等の保安に関して必要な知識及び技能について所要の教育を行う施設をいい、各種学校、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく職業能力開発校等がこれに含まれる。養成施設の指定は、指定の申請があったものについて、課程その他を審査の上行うこととなる。
7. 第5項は、電気工事士について欠格事由を定めたものである。
 - ①第1号は、電気工事士免状又は特種電気工事資格者認定証若しくは認定電気工事従事者認定証の返納命令後、直ちに再び免状等を交付すると、上記返納命令がなんらの意味ももたなくなってしまうため、電気工事士免状等の返納命令の日から1年を経過しないことを欠格事項としている。
 - ②第2号は、この法律の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないことを欠格事項としている。

「刑の執行を受けることがなくなる」とは、執行猶予の言渡しを取消されることなく、猶予の期間を経過した場合、時効により刑の免除を得た場合等である。
8. 第6項は、電気工事士免状の返納命令に関する規定である。

すなわち、電気工事士免状の交付を受けている者が本法又は電気用品安全法第28条第1項（使用の制限）の規定に違反した場合、その者に電気工事の作業に従事できる資格を与えておくのは不適當であるので、その資格を剥奪するため、その者に対して免状の返納を命ずることができる旨を定めたものである。なお、本項による処分をしようとするときは、本法第7条の15の規定に基づき、公開による聴聞を行わなければならない。
9. 第7項は、電気工事士免状の交付、再交付、書換え及び返納に関し必要な事項は政令で定める旨を定めたものである。具体的には電気工事士法施行令において①免状交付申請手続、②免状記載事項、③免状再交付申請手続、④免状書換え申請手続、⑤免状の返納に関する事項が定められている。

(特種電気工事資格者認定証及び認定電気工事従事者認定証)

第4条の2 特種電気工事資格者認定証及び認定電気工事従事者認定証は、経済産業大臣が交付する。

- 2 特種電気工事資格者認定証の交付は、特殊電気工事の種類ごとに行うものとする。
- 3 特種電気工事資格者認定証は、経済産業省令で定めるところにより、当該特種電気工事資格者認定証に係る特殊電気工事について必要な知識及び技能を有していると経済産業大臣が認定した者でなければ、その交付を受けることができない。
- 4 認定電気工事従事者認定証は、経済産業省令で定めるところにより、簡易電気工事について必要な知識及び技能を有していると経済産業大臣が認定した者でなければ、その交付を受けることができない。
- 5 経済産業大臣は、前条第5項各号の一に該当する者に対しては、特種電気工事資格者認定証又は認定電気工事従事者認定証の交付を行わないことができる。
- 6 経済産業大臣は、特種電気工事資格者又は認定電気工事従事者がこの法律又は電気用品安全法第28条第1項の規定に違反したときは、その特種電気工事資格者認定証又は認定電気工事従事者認定証の返納を命ずることができる。
- 7 特種電気工事資格者認定証及び認定電気工事従事者認定証の交付、再交付、書換え及び返納に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

【趣旨】

本条は、特種電気工事資格者認定証及び認定電気工事従事者認定証の交付、再交付、書換え及び返納に関して定めたものである。

【解説】

1. 第1項は、特種電気工事資格者認定証及び認定電気工事従事者認定証の交付について経済産業大臣が行うことを定めたものである。特種電気工事資格者認定証及び認定電気工事従事者認定証の交付については電気工事士免状の交付と異なり、都道府県知事ではなく経済産業大臣自ら行うこととしたのは次の理由からである。

- ①特種電気工事資格者の認定基準は、当該資格者が自家用電気工作物のうちどの特定かつ特殊な分野の電気工事に携わるかによって異なる性格のものであること。
- ②認定電気工事従事者の従事することのできる簡易電気工事の範囲は省令で定めるところとしており、その範囲については技術進歩及び保安レベルの推移を勘案しつつ弾力的な決定、運用を行っていく必要がある、認定電気工事従事者認定証交付のための要件たる、簡易電気工事を行うに必要な知識及び技能を有しているか否かの判断についても、その時代時代に対応して弾力的に決めていく必要があること。

したがって、その認定行為は電気工事士の場合と異なり、実態上、ケースバイケースで処理せざるを得ず、このためには国が一元的に直接認定していくことが最も適切であ

るとしたものである。

2. 第2項は、特種電気工事資格者認定証の交付は特殊電気工事の種類ごとに行うことを定めたものである。特殊電気工事の種類は現在、ネオン工事、非常用予備発電装置工事である。

3. 第3項は、特種電気工事資格者認定証は、特殊電気工事について必要な知識及び技能を有していると経済産業大臣が認定した者のみに交付することを定めたものである。

特種電気工事資格者の有すべき知識、技能は、当該資格者がどのような種類の特殊電気工事に携わるかによって異なっており、認定基準も特殊電気工事の種類に応じて認定すべきものである。

現在、特種電気工事資格者の認定基準については、電気工事士法施行規則第4条の2第1項において、特殊電気工事の種類に応じ次のとおり規定されている。なお、当該認定を受ける基準とされている試験又は講習については、それぞれ「電気工事士法施行規則第四条の二第一項の規定に基づくネオン工事資格者認定講習の内容を定める告示(平成13年経済産業省告示第354号)」、「経済産業大臣が定めるネオン工事に必要な知識及び技能を有するかどうかを判定するための試験の内容等(平成16年経済産業省告示第104号)」、「電気工事士法施行規則第四条の二第一項の規定に基づく非常用予備発電装置工事資格者認定講習の内容を定める告示(平成13年経済産業省告示第355号)」及び「経済産業大臣が定める受験資格、非常用予備発電装置工事に関する講習並びに非常用予備発電装置工事に必要な知識及び技能を有するかどうかを判定するための試験の内容等(平成16年経済産業省告示第105号)」で定めている。

特殊電気工事の種類	認定の基準
ネオン工事	一 電気工事士であつて、電気工事士免状（以下「免状」という。）の交付を受けた後、一般用電気工作物等又は電気事業法第38条第4項に規定する自家用電気工作物に係る工事のうちネオン用として設置される分電盤、主開閉器（電源側の電線との接続部分を除く。）、タイムスイッチ、点滅器、ネオン変圧器、ネオン管及びこれらの附属設備を設置し、又は変更する工事に関し5年以上の実務の経験を有し、かつ、経済産業大臣が定めるネオン工事に関する講習（以下「ネオン工事資格者認定講習」という。）の課程を修了した者 二 電気工事士であつて、免状の交付を受けた後、経済産業大臣が定めるネオン工事に必要な知識及び技能を有するかどうかを判定するための試験に合格した者
非常用予備発電装置	一 電気工事士であつて、免状の交付を受けた後、電気工作物

工事	<p>に係る工事のうち非常用予備発電装置として設置される原動機、発電機、配電盤（他の需要設備との間の電線との接続部分を除く。）及びこれらの附属設備を設置し、又は変更する工事に関し5年以上の実務の経験を有し、かつ、経済産業大臣が定める非常用予備発電装置工事に関する講習（以下「非常用予備発電装置工事資格者認定講習」という。）の課程を修了した者</p> <p>二 経済産業大臣が定める受験資格を有する者であつて、経済産業大臣が定める非常用予備発電装置工事に関する講習（前号に規定するものを除く。）の課程を修了し、かつ、経済産業大臣が定める非常用予備発電装置工事に必要な知識及び技能を有するかどうかを判定するための試験に合格した者</p>
----	--

4. 第4項は、認定電気工事従事者認定証は簡易電気工事について必要な知識及び技能を有していると経済産業大臣が認定した者のみに交付することを定めたものである。

認定電気工事従事者認定証に係る認定基準については、電気工事士法施行規則第4条の2第2項において次のとおり規定されている。

<p>一 第一種電気工事士試験に合格した者</p> <p>二 第二種電気工事士であつて、第二種電気工事士免状の交付を受けた後、第2条の4第1項に規定する電気に関する工事に関し3年以上の実務の経験を有し、又は経済産業大臣が定める簡易電気工事に関する講習（以下「認定電気工事従事者認定講習」という。）の課程を修了したもの</p> <p>三 電気主任技術者免状の交付を受けている者又は電気事業主任技術者であつて、電気主任技術者免状の交付を受けた後又は電気事業主任技術者となつた後、電気工作物の工事、維持若しくは運用に関し3年以上の実務の経験を有し、又は認定電気工事従事者認定講習の課程を修了したもの</p> <p>四 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有していると経済産業大臣が認定した者</p>

5. 第5項は、特種電気工事資格者及び認定電気工事従事者について欠格事由を定めたものである。

詳細は前条第5項の解説と同様である。

6. 第6項は、特種電気工事資格者認定証及び認定電気工事従事者認定証の返納命令に関する規定である。

詳細は前条第6項の解説と同様である。

7. 第7項は、特種電気工事資格者認定証及び認定電気工事従事者認定証の交付、再交付、書換え及び返納に関し、必要な事項は経済産業省令で定める旨を定めたものである。

具体的には、電気工事士法施行規則において、以下の手続及び事項を定めている。

- ① 認定証交付申請手続
- ② 認定証記載事項
- ③ 認定証再交付申請手続
- ④ 認定証書換え申請手続
- ⑤ 認定証の返納

(第一種電気工事士の講習)

第4条の3 第一種電気工事士は、経済産業省令で定めるやむを得ない事由がある場合を除き、第一種電気工事士免状の交付を受けた日から5年以内に、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の指定する者が行う自家用電気工作物の保安に関する講習を受けなければならない。当該講習を受けた日以降についても、同様とする。

【趣旨】

本条は、第一種電気工事士に対し、免状の交付を受けた日から5年以内ごとに自家用電気工作物の保安に関する講習の受講義務を定めたものである。

【解説】

1. 昭和62年の法律改正において、第一種電気工事士に対し5年以内ごとの定期講習を義務付けたのは、自家用電気工作物が、一般用電気工作物と比べて多様な電気設備で構成されるのみならず、構造的にも複雑であり、また性能、機能等に対する技術進歩が速いため、自家用電気工作物の電気工事に携わる第一種電気工事士は、第二種電気工事士と異なり、常に電気工事及び保安に関する知識更新と規制変更等に関する知識を更新していなくては、十分な保安を確保していくことが困難であると判断したためである。
2. 「経済産業大臣の指定する者」としては、昭和63年9月から通商産業省告示で「財団法人電気工事技術講習センター」が指定されていたが、平成13年4月19日付けの経済産業省令で「独立行政法人製品評価技術基盤機構」が新たに指定され、同日付で「財団法人電気工事技術講習センター」の指定は廃止された。その後、平成25年4月から、経済産業大臣が官報において公示する団体・企業が行う講習を受講者自身が選択して受講することができる制度となった。
3. 第一種電気工事士が5年以内に定期講習を受けているかどうかを確認するため、基本的

には、電気工事士自身あるいは電気事業者が、当該第一種電気工事士がいつの時点で講習を受け、次回の講習はいつまでに受けなければならないかについて判断できるように、第一種電気工事士免状に講習受講記録を残すこととしているが、仮に第一種電気工事士が講習を受講しなかった場合には、やむを得ない事由がある場合を除き、受講しない者に対してまず速やかに受講するよう指導することとなる。なお、悪質と認められる場合には、法第4条第6項の規定に基づき第一種電気工事士免状の返納を命ずることができる。

4. 経済産業省令で定める「やむを得ない事由」とは、電気工事士法施行規則第9条の8で次のとおり定められている。
- 一 海外出張をしていたこと。
 - 二 疾病にかかり、又は負傷したこと。
 - 三 災害に遭つたこと。
 - 四 法令の規定により身体を拘束されていたこと。
 - 五 社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない緊急の用務が生じたこと。
 - 六 前各号に掲げるもののほか、経済産業大臣がやむを得ないと認める事由があつたこと。

(電気工事士等の義務)

第5条 電気工事士、特種電気工事資格者又は認定電気工事従事者は、一般用電気工作物に係る電気工事の作業（第3条第2項の経済産業省令で定める作業を除く。）に従事するときは電気事業法第56条第1項の経済産業省令で定める技術基準に、小規模事業用電気工作物に係る電気工事の作業（第3条第2項の経済産業省令で定める作業を除く。）又は自家用電気工作物に係る電気工事の作業（第3条第1項及び第3項の経済産業省令で定める作業を除く。）に従事するときは同法第39条第1項の主務省令で定める技術基準に適合するようにその作業をしなければならない。

2 電気工事士、特種電気工事資格者又は認定電気工事従事者は、前項の電気工事の作業に従事するときは、電気工事士免状、特種電気工事資格者認定証又は認定電気工事従事者認定証を携帯していなければならない。

【趣旨】

本条は、電気工事士等が、電気工事の作業に従事する際の義務について定めたものである。

【解説】

1. 第1項は、電気工事士、特種電気工事資格者又は認定電気工事従事者が、電気工事の作

業に従事する際に、技術基準に適合するように作業しなければならないことを定めたものである。

すなわち、電気工事士等が、一般用電気工作物に係る電気工事の作業に従事するときは、電気事業法第56条第1項の経済産業省令で定める技術基準に適合するようにその作業をしなければならない。

「経済産業省令で定める技術基準」は、「電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年経済産業省令第52号）」に定められており、同省令は電気事業法第39条第2項第1号及び第2号の規定により、「電気工作物は、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにすること」及び「電気工作物は、他の電气的設備その他の物件の機能に電气的又は磁气的な障害を与えないようにすること」を基本として定められている。同項第3号及び第4号を準用していないのは、一般用電気工作物の性質上不要であるからである。

2. また、小規模事業用電気工作物又は自家用電気工作物に係る電気工事の作業（本法第3条第1項及び第3項に定める特殊電気工事等の作業は除く。）に従事するときは、同じく、電気事業法に基づく「電気設備に関する技術基準を定める省令」で定める技術基準に適合するように作業をしなければならない旨が定められている。

一般用電気工作物の場合と異なるのは、同法第39条第1項の技術基準の要件を定める同条第2項中、第3号及び第4号の適用を受ける点である。これは一般用電気工作物と異なり、小規模事業用電気工作物又は自家用電気工作物においてはその性質上、電気工作物の損壊により一般送配電事業者又は配電事業者の電気の供給に著しい支障を及ぼす波及事故等が懸念されるためである。

3. 第2項は電気工事士等が電気工事の作業に従事するときは、都道府県知事等から交付を受けた電気工事士免状等を常に携帯していなければならない旨を定めたものである。

なお「携帯」とは、電気工事の注文者等から電気工事士免状等の提示の求めがあった際、業務を遂行するうえで支障がない範囲で提示できる状態にすることを指す。

（電気工事士試験）

第6条 電気工事士試験の種類は、第一種電気工事士試験及び第二種電気工事士試験とする。

2 第一種電気工事士試験は自家用電気工作物の保安に関して必要な知識及び技能について、第二種電気工事士試験は一般用電気工作物等の保安に関して必要な知識及び技能について行う。

3 電気工事士試験は、経済産業大臣が行う。

4 電気工事士試験の試験科目、受験手続その他電気工事士試験の実施細目は、政令で

定める。

- 5 都道府県知事は、電気工事士試験に関し、必要があると認めるときは、経済産業大臣に対して意見を申し出ることができる。

【趣旨】

本条は、電気工事士試験の種類、範囲、試験の施行者等、電気工事士試験について定めたものである。

【解説】

1. 第1項は電気工事士試験の種類を定めたものである。
2. 第2項は電気工事士試験の範囲を定めたものである。第一種電気工事士試験は、自家用電気工作物の保安に関して必要な知識と技能を試験することを明らかにしている。
第二種電気工事士試験は、一般用電気工作物等の保安に関して必要な知識及び技能について行うことを定めたもので、自家用電気工作物に関すること等は試験の対象とならないことを明らかにしている。
なお、第一種電気工事士試験に一般用電気工作物等の保安に関する知識及び技能を課さないこととしたのは、自家用電気工作物は一般用電気工作物等に比べ、電気的容量が大きく、かつ複雑な構造、電気的に大きな潜在的危険性を有しており、その保安に関する知識及び技術も高度なものが要求されている。したがって、自家用電気工作物の保安に関する知識及び技能を身につけていれば、一般用電気工作物等の電気工事の作業を行う際にそれを容易に応用できることから、試験の範囲の中にあえて一般用電気工作物等の保安に関する知識及び技能を取り入れる必要がないためである。
3. 第3項においてこの国家試験の実施主体を経済産業大臣としたのは、電気工事士制度が、わが国の電気保安の確保ひいては高度情報化社会に向けて質の高い電気供給を確保するための中核をなす制度であり、国家試験はそこにおいて重要な役割を果たすことから、試験問題の作成等において高度の学識経験が要求されるためである。
4. 第4項は、国家試験の実施細目は政令で定める旨規定しており、電気工事士法施行令において、電気工事士試験は学科試験及び技能試験の方法により行うとしている。
第一種電気工事士試験及び第二種電気工事士試験の学科試験の科目及び範囲は電気工事士法施行規則第10条に次のとおり定められている。

試験の種類	科目	範囲
第一種電気	電気に関する基礎理論	一 電流、電圧、電力及び電気

工事士試験		抵抗 二 導体及び絶縁体 三 交流電気の基礎概念 四 電気回路の計算
	配電理論及び配線設計	一 配電方式 二 電線路 三 配線
	電気応用	照明、電熱及び電動機応用
	電気機器、蓄電池、配線器具、電気工事用の材料及び工具並びに受電設備	一 電気機器、蓄電池及び配線器具の構造、性能及び用途 二 電気工事用の材料の材質及び用途 三 電気工事用の工具の用途 四 受電設備の設計、維持及び運用
	電気工事の施工方法	一 配線工事の方法 二 電気機器、蓄電池及び配線器具の設置工事の方法 三 コード及びキャブタイヤケーブルの取付方法 四 接地工事の方法
	自家用電気工作物の検査方法	一 点検の方法 二 導通試験の方法 三 絶縁抵抗測定及び絶縁耐力試験の方法 四 接地抵抗測定の方法 五 継電器試験の方法 六 温度上昇試験の方法 七 試験用器具の性能及び使用方法
	配線図	配線図の表示事項及び表示方法
	発電施設、送電施設及び変電施設の基礎的な構造及び特性	発電施設、送電施設及び変電施設の種類、役割その他の基礎的な事項
	一般用電気工作物等及び自家用電気工作物の保安に関する法令	一 法、令及びこの省令 二 電気事業法、電気事業法施

		<p>行令（昭和40年政令第206号）、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）、電気設備に関する技術基準を定める省令及び電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）</p> <p>三 電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号）、電気工事業の業務の適正化に関する法律施行令（昭和45年政令第327号）及び電気工事業の業務の適正化に関する法律施行規則（昭和45年通商産業省令第103号）</p> <p>四 電気用品安全法、電気用品安全法施行令、電気用品安全法施行規則及び電気用品の技術上の基準を定める省令</p>
第二種電気 工事士試験	電気に関する基礎理論	<p>一 電流、電圧、電力及び電気抵抗</p> <p>二 導体及び絶縁体</p> <p>三 交流電気の基礎概念</p> <p>四 電気回路の計算</p>
	配電理論及び配線設計	<p>一 配電方式</p> <p>二 引込線</p> <p>三 配線</p>
	電気機器、配線器具並びに電気工事用の材料及び工具	<p>一 電気機器及び配線器具の構造及び性能</p> <p>二 電気工事用の材料の材質及び用途</p> <p>三 電気工事用の工具の用途</p>
	電気工事の施工方法	<p>一 配線工事の方法</p> <p>二 電気機器及び配線器具の設置工事の方法</p> <p>三 コード及びキャブタイヤケ</p>

		ーブルの取付方法 四 接地工事の方法
	一般用電気工作物等の検査方法	一 点検の方法 二 導通試験の方法 三 絶縁抵抗測定の方法 四 接地抵抗測定の方法 五 試験用器具の性能及び使用方法
	配線図	配線図の表示事項及び表示方法
	一般用電気工作物等の保安に関する法令	一 法、令及びこの省令 二 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号） 三 電気用品安全法（昭和36年法律第234号）、電気用品安全法施行令（昭和37年政令第324号）、電気用品安全法施行規則（昭和37年通商産業省令第84号）及び電気用品の技術上の基準を定める省令（平成25年経済産業省令第34号）

技能試験は、学科試験の合格者等に対し、必要な技能について行うとしており、その内容は、電気工事士法施行規則第12条で次のとおり定められている。

試験の種類	事項
第一種電気工事士試験	一 電線の接続 二 配線工事 三 電気機器、蓄電池及び配線器具の設置 四 電気機器、蓄電池、配線器具並びに電気工事用の材料及び工具の使用方法 五 コード及びキャブタイヤケーブルの取付け 六 接地工事 七 電流、電圧、電力及び電気抵抗の測定 八 自家用電気工作物の検査

	九 自家用電気工作物の操作及び故障箇所の修理
第二種電気工事士試験	一 電線の接続 二 配線工事 三 電気機器及び配線器具の設置 四 電気機器、配線器具並びに電気工事用の材料及び工具の使用方法 五 コード及びキャブタイヤケーブルの取付け 六 接地工事 七 電流、電圧、電力及び電気抵抗の測定 八 一般用電気工作物等の検査 九 一般用電気工作物等の故障箇所の修理

5. 第5項は、都道府県知事が電気工事士試験に関し、経済産業大臣に対し意見具申できる旨を定めているものであるが、この規定は電気工事士免状の交付を行い、かつ、電気工事士から電気工事の業務に対して報告徴収権限を有する都道府県知事の意見を当該試験制度に適切に反映させることにより、当該試験制度をより良いものとするために設けられているものである。

(指定試験機関の指定等)

第7条 経済産業大臣は、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、電気工事士試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

2 前項の指定は、経済産業省令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

3 経済産業大臣は、第1項の指定をしたときは、試験事務を行わないものとする。

【趣旨】

本条は、経済産業大臣は、指定試験機関に電気工事士試験の試験事務を行わせることができ、その指定は試験事務を行おうとする者の申請を待って行うものであることを定めている。

【解説】

1. 電気工事士試験については、①受験者数の増加が著しく、従来試験を行ってきた都道府県における実施が相当の負担となってきたこと、②試験内容の地域性が必要とされない状況にもかかわらず、地域的な試験レベル格差が大きいこと等の理由から、昭和58年の改正により、試験は経済産業大臣が行うこととし、本条においてその実施に関する事務を経済産業大臣の指定する者に行わせることができることとしている。

2. 第2項は、指定試験機関の指定は、試験事務を行おうとする者の申請を待って行うものであることを定めている。

申請者が申請するときの申請書の記載事項及び添付書類は、電気工事士法施行規則第13条で定められている。なお、指定をした場合には、その旨官報に公示される。

3. 第3項は、経済産業大臣は指定試験機関の指定をしたときは、自ら試験事務を行わないこととする旨を定めたものである。ただし、例外として法第7条の17で定める場合（指定試験機関が経済産業大臣の許可を受けて若しくは命じられて試験の事務の全部若しくは一部を休止（停止）したとき又は天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において経済産業大臣が必要と認めるとき）には、自ら試験事務の全部又は一部を行うことがある。

（欠格条項）

第7条の2 次の各号の一に該当する者は、前条第1項の指定を受けることができない。

- 一 第7条の13第2項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
- 二 その業務を行う役員のうち、次のいずれかに該当する者がある者
 - イ この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者
 - ロ 第7条の8の規定による命令により解任され、解任の日から2年を経過しない者

【趣旨】

本条は、指定試験機関が指定を受けることができない欠格条項を示したものである。

【解説】

1. 本条は、指定試験機関は公的性格が強いものであることから、電気工事士法違反の事由があったものについては、一定期間は本法の体系から排除する趣旨である。
2. 指定試験機関が業務を公正に行うことは、この法律目的を達成するための全体にかかわる秩序の維持に重大な意味をもつので、第7条の13第2項の規定により指定の取消しを受けた者とともに、役員のうち、電気工事士法又はこの法律に基づく命令に違反し、刑に処せられ、一定期間を経過していない者や第7条の8の規定による経済産業大臣の命令により役員を解任され、一定期間を経過していない者を含む者は欠格者とされる。

3. この指定要件に反して、第2号に該当するに至ったときは、指定の取消し等の事由になる。（第7条の13第2項第1号）
4. 第2号イにおける執行猶予の取扱いについては、刑に処せられた者が刑の執行を猶予され、刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予期間を経過したときは、刑の言渡しはその効力を失う（刑法（明治40年法律第45号）第27条）ことから、そのときから第2号イは該当しなくなる。

（指定の基準）

第7条の3 経済産業大臣は、他に第7条第1項の指定を受けた者がなく、かつ、同項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

- 一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適確な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の試験事務の実施に関する計画を適確に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。
- 三 一般社団法人又は一般財団法人であること。
- 四 試験事務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて試験事務が不公正になるおそれがないものであること。

【趣旨】

本条は、指定試験機関の指定の基準について定めたものである。

【解説】

1. 本条では、電気工事士試験は電気工事士の能力を担保する上で、斉一性が要求されるものであり、試験実施自体高度に組織的であることから、指定試験機関は、一を限って指定することとしている。
2. 第1号は、試験事務の実施に関する計画が適切なものであること、第2号は、経理面、技術面から試験が十分に行えるものであること、第3号は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づく一般社団法人又は一般財団法人であること、第4号は、試験事務以外の業務を行うことにより試験事務の公正さが損なわれないことであり、全体として試験の公正、かつ適確な実施を確保するための要件を定めている。

3. 第2号中「経理的基礎」は、例えば、試験の申請が一時的に急減しても、自力で経常経費等をまかなえる程度の経理的安定性をいう。指定試験機関の経理が不安定であると試験事務の公正な実施が確保できなくなるおそれがあるためである。

「技術的能力」は、試験の実施に関する面で研究を十分に積み、人的、物的両側面において、今後の電気工事に関する技術の進展に対応して適確に試験を遂行していくことができる程度の能力のことである。

4. 第3号は、指定試験機関の試験事務の公正な実施を確保するための規定であり、申請者が営利を目的としない民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された公益法人であることを定めていた。しかし、平成18年6月2日付で制定された「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成18年法律第50号）により民法第34条の規定は改正され、また、本法本条第3号は、「一般社団法人又は一般財団法人であること。」と改められた。

指定試験機関が、この要件に適合しなくなったときは、経済産業大臣はその指定を取り消さなければならない。（第7条の13第1項）

5. 第4号は、指定試験機関の業務の公正な実施を確保するための規定であるが、具体的には試験事務以外の他業務が試験事務と特別の利害関係がある場合や物理的能力の問題として、他業務を実施することが本来の試験事務を阻害する場合、他業務により指定試験機関の経理的基礎が不安定になるおそれがある場合には、本号に抵触し不適合となる可能性が大きい。

指定試験機関が、この要件に適合しなくなったときは、経済産業大臣はその指定を取り消さなければならない。（第7条の13第1項）

（試験事務規程）

第7条の4 指定試験機関は、試験事務の実施に関する規程（以下「試験事務規程」という。）を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 試験事務規程で定めるべき事項は、経済産業省令で定める。

3 経済産業大臣は、第1項の認可をした試験事務規程が試験事務の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

【趣旨】

本条は、指定試験機関の試験事務規程について定めたものである。本条は、試験事務の

適確かつ公正な実施を確保するため、指定試験機関に試験事務規程を定めさせ、これを経済産業大臣の認可事項とするとともに、経済産業大臣に試験事務規程の変更命令権を与えたものである。

【解説】

1. 試験事務規程は、指定試験機関が実際に試験事務を行うときの準拠すべき規範である。第2項において、試験事務規程に定めるべき事項は、経済産業省令で定めることとしており、具体的には、電気工事士法施行規則第13条の3第1項で試験事務を行う時間、手数料の収納方法、試験の実施方法、試験員の選解任等について定めるよう規定されている。
2. 本条の認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行ったとき、又は第3項の試験事務規程変更命令に違反したときは、指定の取消し等の事由になる。（第7条の13第2項第2号及び第3号）

（試験事務の休廃止）

第7条の5 指定試験機関は、経済産業大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

【趣旨】

本条は、指定試験機関が勝手にその試験事務を休廃止することは、試験を受けようとする者にとって不当な不利益を及ぼすこととなるため、試験事務の休廃止には経済産業大臣の許可が必要としているものである。

【解説】

1. 経済産業大臣の許可を受けずに試験事務の全部を廃止した指定試験機関の役員又は職員は、20万円以下の罰金に処せられる（第14条の2第1号）が、こうした罰金の規定によらないでも、経済産業大臣の一般的な監督権又は指定の取消し等（第7条の13第2項第4号）によっても対処し得る。
2. 本条の違反は、試験事務の実施にかかる規定違反でなく、勝手に休廃止したときは、経済産業大臣の監督権限の発動のいとまもなく、休廃止状態になってしまうため、行政処分（第7条の13第2項第4号）のほかに、罰則規定（第14条の2第1号）が設けられたものである。

（事業計画等）

第7条の6 指定試験機関は、毎事業年度開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度経過後3月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、経済産業大臣に提出しなければならない。

【趣旨】

本条は、指定試験機関が公正に試験を行っているか否かを常時把握するために定められた規定であり、事業計画及び収支予算の認可を受ける義務と事業報告書及び収支決算書の提出義務を課している。

【解説】

1. 経済産業大臣は、事業計画及び収支予算が指定試験機関の試験能力、経理的基礎、予想される試験等の規模から見て適当と認められる場合は、これを認可する。
2. 第2項において、「3月以内に」とあるのは、毎事業年度経過後3月以内に作成するようという意味ではなく、3月以内に作成し、かつ、提出するようという意味である。
3. 本条に違反した場合には、指定の取消し等の事由になる。（第7条の13第2項第4号）

（役員の選任及び解任）

第7条の7 指定試験機関の役員の選任及び解任は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

【趣旨】

本条は、指定試験機関の役員の選任及び解任には、経済産業大臣の認可を要することを定めている。

【解説】

1. 指定試験機関は、中立公正なものでなければならないので、この業務の執行又は監督を行う役員の選任は慎重を期する必要がある。また、経済産業大臣は、役員の構成が試験の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないと認めて指定を行ったのであるから、これらの役員が試験の利害関係者からの圧迫等により不当に解任されることがあってはならないので、この規定が設けられたものである。

2. 「解任」には、死亡、任期満了等により、当然その任を離れる場合は含まれないが、本人の意思による退職は含まれる。
3. 「その効力を生じない」とは、選任又は解任という法律行為の効力が発生しないという意味である。したがって、例えば、認可を受けないで選任された役員が法人を代表して行った法律行為は、表見代理の理論が適用される場合等を除いて無効である。

(役員解任命令)

第7条の8 経済産業大臣は、指定試験機関の役員が、この法律（この法律に基づく処分を含む。）若しくは試験事務規程に違反したとき、又は試験事務に関し著しく不適當な行為をしたときは、指定試験機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

【趣旨】

本条は、経済産業大臣の指定試験機関に対する役員解任命令について定めたものである。

【解説】

1. 本条は、経済産業大臣の指定試験機関に対する一般的な監督権を定めたものである。
2. 本条の解任命令は、指定試験機関に対して発せられるものであって、この命令によって役員が直接に解任されるのではない。指定試験機関がこの命令に違反したときは、経済産業大臣は第7条の13第2項第3号の規定による指定の取消し等により対処することができる。
3. 本条の解任命令は、違反行為が特定の役員に帰すべきものである場合にのみ発せられるものであり、個々の役員の問題にとどまらず指定試験機関の責任を追求すべきときは、むしろ当該試験機関の指定を取り消すこととなる。
4. 経済産業大臣が本条による処分をしようとするときは、本法第7条の15の規定に基づき、公開による聴聞を行わなければならない。

(電気工事士試験員)

第7条の9 指定試験機関は、試験事務を行う場合において、電気工事士として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、電気工事士試験員（以下「試験員」という。）に行わせなければならない。

- 2 指定試験機関は、試験員を選任しようとするときは、経済産業省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。
- 3 指定試験機関は、試験員を選任したときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣にその旨を届け出なければならない。試験員に変更があつたときも、同様とする。
- 4 前条の規定は、試験員に準用する。

【趣旨】

本条は、電気工事士試験の試験員の要件と選任の規定を定めたものである。

【解説】

1. 第1項は、学科試験及び技能試験の実施に当たっての判定は、専門の電気工事士試験員に当たらせることを要求しているものである。これは、電気工事士試験は電気工事の作業を自らが実際に行う者の資格試験であることから、問題の作成等の段階から一貫して高度の学識経験を有する専門家がこれに携わることによって、電気工事の作業を行う者の知識と技能を確認しようとするものである。
2. 第2項においては、試験員の選任要件は経済産業省令で定めることとしており、具体的には、電気工事士法施行規則第13条の7で定められている。
3. 第3項においては、試験員を選任したときに経済産業大臣へ届け出なければならないこととしており、具体的には、電気工事士法施行規則第13条の8で定められている。

(秘密保持義務等)

- 第7条の10 指定試験機関の役員若しくは職員（試験員を含む。次項において同じ。）又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 2 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

【趣旨】

本条は、指定試験機関の役員及び職員等の秘密保持義務について定めたものである。

【解説】

1. 秘密保持の義務者は、指定試験機関の役員、職員又は試験員である者のほか、過去において機関の役員、職員又は試験員であった者である。

「職員」とは、指定試験機関と雇用契約を締結している者をいい、その具体的な範囲は、当該機関の就業規則で定められる。

「試験員を含む。」としたのは、試験員は、通常、職員になるものと考えられるが、場合によっては、雇用契約によらないで委任契約により業務に従事し、職員にならないこともあり得るからである。

2. 刑法上保護される秘密とは、一般に、「小範囲の者にしか知られていない事実で、本人が他に知られないことにつき客観的にみて相当の利益をもつものをいう。」とされており、試験問題の内容がその典型だが、その他、例えば、試験事務規程で秘密事項を定めた場合や、個々に理事が秘密事項を指定した場合は、「秘密」になるものと解する。
3. 秘密を「漏らす」とは、他人に積極的に告げる場合のほか、他人の知り得る状態におくことをいう。

(立入検査)

第7条の11 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

【趣旨】

本条は、経済産業大臣が、指定試験機関の業務、経理等に関して適正化を図るため、立入検査を行うことができる旨規定している。

【解説】

1. 本条の立入検査の対象は、業務の状況又は帳簿等の物件であり、第1項の「この法律の施行に必要な限度において」という条件は、本法に定める立入検査の性格上当然の注意規定である。
2. 第2項は立入検査に従事する職員は、必ず身分証明書を携帯し、関係者の請求の有無にかかわらずこれを提示しなければならない旨を定めている。
3. 第3項は、立入検査権は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない旨を規定している。日本国憲法第35条第1項では住居の不可侵を規定し、「何人も、その住

居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第33条〔現行犯逮捕〕の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。」としている。また、犯罪捜査のための立入りは、同条第2項の規定により「権限を有する司法官憲〔裁判官〕が発する各別の令状」がなければ許されない。本項は、本条による権限が行政上の措置であって犯罪捜査のためのものではないことを注意的に規定したものである。

(適合命令等)

第7条の12 経済産業大臣は、指定試験機関が第7条の3各号（第3号を除く。以下この項において同じ。）の一に適合しなくなつたと認めるときは、指定試験機関に対し、当該各号に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 経済産業大臣は、前項に定めるもののほか、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

【趣旨】

本条は、指定試験機関が指定の基準に適合しなくなった場合に、経済産業大臣が当該指定試験機関に対し、基準に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができることを定めている。

【解説】

1. 第1項は、指定試験機関が指定基準に適合しなくなった場合に、経済産業大臣が当該指定試験機関に対し、基準に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができることを定めている。経済産業大臣は、もともと指定試験機関が指定基準に適合していると認めて指定を行ったものであるから、指定後にこの基準に適合しなくなったときは、その是正措置を講じさせることができるのは当然である。

「必要な措置」としては、個々具体的な場合に依じて、例えば試験員の増員又は補充、役員又は職員の構成の是正、兼業部門の廃止又は縮小等が考えられる。

2. 第2項は、指定の基準以外でも、本法の施行に必要な場合は監督上必要な命令発動ができるとしているが、これは当該指定試験機関が、国家試験業務を公正に実施することは、この法律の目的達成の上から重大な意味をもつので、国の監督権を強めているものである。

(指定の取消し等)

第7条の13 経済産業大臣は、指定試験機関が第7条の3第3号に適合しなくなつたとき

は、その指定を取り消さなければならない。

2 経済産業大臣は、指定試験機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第7条の2第2号に該当するに至ったとき。

二 第7条の4第1項の認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

三 第7条の4第3項、第7条の8（第7条の9第4項において準用する場合を含む。）又は前条の規定による命令に違反したとき。

四 第7条の5、第7条の6、第7条の9第1項から第3項まで又は次条の規定に違反したとき。

五 不正の手段により指定を受けたとき。

【趣旨】

本条は、指定試験機関が中立公正な国家試験業務を実施するにふさわしくない形態になったとき及び指定試験機関として適正でない一定の行為があったときに、経済産業大臣が指定を取消し又は試験事務の停止を命ずることができる旨の規定である。

【解説】

1. 第1項は、本法第7条の3第3号が試験事務の公正な実施を確保するため営利を目的としない一般社団法人又は一般財団法人であることを要求しているため、これに適合しなくなったときは、経済産業大臣は指定を取り消さなければならないという規定である。

2. 第2項は、電気工事士法上の関連規定に違反した場合の制裁規定であり、経済産業大臣の監督権を最終的に担保する規定でもある。

具体的な指定取消し又は停止要因は、

① 欠格条項に該当する役員が存在するとき

② 認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行ったとき

③ 試験事務規程の変更命令、役員及び試験員の解任命令、指定の基準の適合命令等の命令に違反したとき

④ 経済産業大臣の許可を受けずに試験事務を休廃止したとき、事業計画等の作成・変更にあたって経済産業大臣の認可を受けなかったとき、事業報告等を提出しなかったとき、試験事務における判定に関する事務について試験員以外の者に行わせたとき、試験員の選任届出をしないとき、試験員の要件に適合しないとき又は帳簿を備えずまた保存しなかったとき

⑤ 不正の手段により指定を受けたとき
である。

(帳簿の記載)

第7条の14 指定試験機関は、帳簿を備え、試験事務に関し経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、経済産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。

【趣旨】

本条は、指定試験機関に帳簿の記載及び保存の義務を課すものである。

【解説】

1. 帳簿の記載は、経済産業大臣が試験業務の状況を知ることができるようにするため、指定試験機関に対しこれらの義務を課すこととしたものである。
2. 帳簿の記載事項は、経済産業省令で定めることとされており、具体的には、電気工事士法施行規則第13条の11に定められている。なお、帳簿の保存期間は、同規則において指定試験機関が試験事務を廃止するまでとしている。

(聴聞の方法の特例)

第7条の15 第4条第6項、第4条の2第6項、第7条の8（第7条の9第4項において準用する場合を含む。）又は第7条の13の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

2 第7条の8（第7条の9第4項において準用する場合を含む。）又は第7条の13の聴聞の主宰者は、行政手続法（平成5年法律第88号）第17条第1項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

【趣旨】

本条は、都道府県知事が電気工事士免状の返納を命ずる場合、経済産業大臣が特種電気工事資格者認定証又は認定電気工事従事者認定証の返納を命ずる場合、同大臣が指定試験機関の役員又は試験員の解任をする場合、又は指定試験機関の指定取消し等の処分をする場合に、事前に公開による聴聞を行わなければならない旨を定めたものである。

【解説】

1. 「聴聞」とは、行政機関が規則の制定、争訟の裁決、行政処分等を行うに当たって、処分の相手方及びその他の利害関係人の意見を聞くためにとられる手続で、特に許可の取消し等相手方に不利益を与える処分又は利害関係をもつ者の多い処分について行われるこ

とが多い。

2. 第1項は、当該処分行為が行政機関の完全に一方的な権力行使であることから、行政の公正の確保、透明性確保のためにも、聴聞の審理を公開することとしている。
3. 第2項は、利害関係人にも十分な意見陳述等の機会を与え、その者の権利利益の保護を図るため、経済産業大臣は、聴聞において、当該処分に係る利害関係人が聴聞に関する手続に参加を求めたときは、許可しなければならないことを定めたものである。

(指定試験機関がした処分等に係る審査請求)

第7条の16 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、経済産業大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、経済産業大臣は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第25条第2項及び第3項、第46条第1項及び第2項並びに第49条第3項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

【趣旨】

本条は、指定試験機関が行う試験事務に係る処分等について不服がある者の審査請求について規定したものである。

【解説】

1. 本条は、行政不服審査制度が「行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定めることにより、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする。」（行政不服審査法第1条参照）ものであるから、できる限り広く認めるのが望ましいとの観点から、指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為について、その事案の重要性にかんがみ、経済産業大臣に対し審査請求をすることができることとしたものである。
2. しかし、行政庁の処分等のなかには、そもそも行政不服審査になじまないものがあることも否定しがたい。例えば、議会の議決によって行われる処分、裁判の執行として行われる処分等のように高度の政治的、司法的判断に伴うもの、国税等の犯則事件に関する法令に基づいて国税庁長官等が行う処分のように行政不服審査法におけるそれよりも慎重な手続によってその不服を処理することとされているもののほか、学校の入学試験の合否の決定や教育目的の達成のために行われる処分などがこれである。

行政不服審査法第7条第1項第11号により、「専ら人の学識技能に関する試験又は検

定の結果についての処分」については審査請求ができないこととなっているので、指定試験機関が行う試験結果についても審査請求はできない。

このように、試験の結果について、審査請求の道を排除したのは、試験の結果に基づいてなす適否の処分については、その結果を導き出す過程で相当高度な専門的、技術的な試験などを行い、その結果に基づいてなす客観的な判定であり、仮りに不服審査を認めても結局は同じ結果になることが予想されるためである。

3. なお、試験の結果についての処分については、行政不服審査法による審査請求は制限されるが、これらの処分が「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」である以上、行政事件訴訟法の規定による行政訴訟の提起は、何ら妨げられるものではない。

(経済産業大臣による試験事務の実施等)

第7条の17 経済産業大臣は、指定試験機関が第7条の5の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、第7条の13第2項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 経済産業大臣が前項の規定により試験事務の全部又は一部を自ら行う場合、指定試験機関が第7条の5の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は第7条の13の規定により経済産業大臣が指定試験機関の指定を取り消した場合における試験事務の引継ぎその他の必要な事項については、経済産業省令で定める。

【趣旨】

本条は、経済産業大臣が指定試験機関に代って試験事務の全部又は一部を実施する必要が生じたときの実施規定である。

【解説】

1. 第1項については、第7条(指定試験機関の指定等)第3項の解説を参照のこと。
2. 試験事務の引継ぎ等については、経済産業省令で定めることとしており、具体的には、電気工事士法施行規則第13条の12で規定されている。

(公示)

第7条の18 経済産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 第7条第1項の指定をしたとき。

- 二 第7条の5の許可をしたとき。
- 三 第7条の13の規定により指定を取り消し、又は同条第2項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
- 四 前条第1項の規定により経済産業大臣が試験事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行っていた試験事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

【趣旨】

本条は、経済産業大臣が指定試験機関の指定を行ったとき、又は指定の取消しを行ったとき、指定試験機関に対して試験事務の休廃止の許可をしたとき、試験事務の停止を命じたとき等は、試験を受ける者に利害関係があるため、これらの事実を官報に公示することにより、周知させることとする旨の規定である。

第8条 (削除)

(報告の徴収)

- 第9条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、電気工事士、特種電気工事資格者又は認定電気工事従事者に対し、電気工事の業務に関して報告をさせることができる。
- 2 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定試験機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

【趣旨】

本条は、都道府県知事が、電気工事士、特種電気工事資格者又は認定電気工事従事者の監督上の必要のため、この法律を施行するのに必要な限度で電気工事士、特種電気工事資格者又は認定電気工事従事者から電気工事の業務に関して報告を徴収することができる旨を定めるとともに、経済産業大臣は指定試験機関に対して業務報告をさせることができる旨を定めたものである。

【解説】

1. 都道府県知事が電気工事士、特種電気工事資格者又は認定電気工事従事者の監督上の視点から報告をとる必要があるものが本条の報告徴収の対象となる。この報告については、定期的な報告は考えておらず、特定の工事方法について、その実情を調査する等の必要がある場合に報告をさせることになる。この場合、その内容はあくまでこの法律の施行に必要な限度内でなければならず、このため、実際に報告を徴収すべき事項は、すべて政令で定めることとし、電気工事士、特種電気工事資格者又は認定電気工事従事者に過剰な業務

を課することとならぬよう留意している。

2. 報告徴収事項の具体的な内容は、電気工事士法施行令第 12 条で次のとおり規定されている。

- ① 電気工事の施工場所
- ② 電気工事により設置し、又は変更した電気機器、蓄電池及び配線器具並びに電気工事に使用した材料
- ③ 電気工事の施工方法（配線設計を含む。）
- ④ 電気工事により設置し、又は変更した一般用電気工作物等又は自家用電気工作物について実施した検査の方法及びその結果

3. 本条第 1 項の規定に違反した者に対する罰則については、第 15 条参照のこと。

4. 第 2 項は、指定試験機関に対する監督規制のため、この法律の施行に必要な限度において、その事業の運営に関する事項について経済産業大臣に報告させることができるとしたものである。

5. 本条第 2 項の規定に違反した場合の罰則については、第 14 条の 2 参照のこと。

（手数料）

第10条 電気工事士試験を受けようとする者又は特種電気工事資格者認定証若しくは認定電気工事従事者認定証の交付若しくは再交付若しくは書換えを受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

2 前項の手数料は、経済産業大臣が行う電気工事士試験を受けようとする者又は特種電気工事資格者認定証若しくは認定電気工事従事者認定証の交付若しくは再交付若しくは書換えを受けようとする者の納めるものについては国庫の、指定試験機関がその試験事務を行う電気工事士試験を受けようとする者の納めるものについては当該指定試験機関の収入とする。

【趣旨】

本条は、第 6 条に定める電気工事士試験を受けようとする者又は第 4 条の 2 に定める特種電気工事資格者認定証若しくは認定電気工事従事者認定証の交付、再交付又は書換えを受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならないとしたものである。

【解説】

1. 手数料の具体的な額は、手数料を納付すべき者の区分に応じ電気工事士法施行令第 13 条で定められている。
2. 第 2 項は手数料の帰属を定めたものである。手数料を国に納める場合には、収入印紙により納めることになる。指定試験機関に納める場合は、当該指定試験機関が定めるところによることとなる。

第11 条 (削除)

第12 条 (削除)

(権限の委任)

第12条の2 この法律の規定により経済産業大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、産業保安監督部長に行わせることができる。

【趣旨】

本条は、経済産業大臣の権限に属する事項を、政令で定めるところに基づいて、産業保安監督部長に行わせることができるとして、権限分担を図ったものである。

【解説】

政令の定めるところにより産業保安監督部長が委任される事項は、電気工事士法施行令第 14 条で次のとおり定められている。

- ① 特種電気工事資格者認定証及び認定電気工事従事者認定証の交付、再交付及び返納に関する経済産業大臣の権限
- ② 特種電気工事資格者認定証及び認定電気工事従事者認定証を交付すべき者の認定に関する経済産業大臣の権限

なお、所管となる産業保安監督部長は、上記の者の住所地を管轄する産業保安監督部長である。

(罰則)

第13条 第7条の10第1項の規定に違反した者は、1 年以下の懲役又は30 万円以下の罰金に処する。

【趣旨】

本条は、電気工事士試験の実施に関する事務を委託された指定試験機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者が、試験事務に関して知り得た秘密を漏洩する行為を禁止する第 7 条の 10 第 1 項の規定（秘密保持義務）に対する違反行為をした場合を対象として

罰則を定めたものである。当該違反行為をした者は 1 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処することとしている。

【解説】

1. 第 7 条の 10 第 1 項の規定は、電気工事士試験の公正な実施のため不可欠な規制であり、同条同項違反の行為は電気工事士試験の公正な運用を侵害するものである。そこで、本来電気工事士試験の公正な運用を図るべき指定試験機関の役員若しくは職員（試験員を含む。）又はこれらの職にあった者のこのような重要な義務違反に対しては、特に体刑をも課し得ることとしたものである。

2. 本条の罰則は、いわゆる行政刑罰であるから、刑法総則の共犯に関する規定の適用がある。

※なお、刑法等の一部を改正する法律（令和 4 法律第 68 号）の施行日以後、「懲役」は「拘禁刑」に変更となる。

第13条の2 第7条の13第2項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

【趣旨】

本条は、指定試験機関の試験事務の停止を命ずる第 7 条の 13 第 2 項の規定に対する違反行為をした者を対象として罰則を定めたものである。当該違反行為をした者は 1 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処することとしている。

【解説】

1. 第 7 条の 13 第 2 項も第 7 条の 10 第 1 項と同様、電気工事士試験の公正な実施を図るため不可欠な規制であり、これに違反する行為をした指定試験機関の役員又は職員のような重要な義務違反に対して、特に体刑をも課し得ることとしたものである。

2. 刑法総則の適用については、前条と同様である。

第14条 第3条第1項、第2項又は第3項の規定に違反した者は、3月以下の懲役又は3万円以下の罰金に処する。

【趣旨】

本条は、電気工事士、又は特種電気工事資格者以外の電気工事の作業従事を禁止した第 3

条第1項、第2項又は第3項の規定に対する違反行為をした者を対象として罰則を定めたものである。当該違反行為をした者を3月以下の懲役又は3万円以下の罰金に処することとしている。

【解説】

1. 第3条第1項、第2項又は第3項の規定は、本法による規制の中核をなすものであり、同項違反の行為は、直接に行政目的を侵害するものであり、電気工事の欠陥による災害等に発展し得るものである。したがって、このような重要な義務違反に対しては、特に体刑をも課し得ることとしたものである。
2. 刑法総則の適用については、第13条と同様である。したがって、営業主が被用者と共謀のうえ被用者に違反行為を実行させた場合は、営業主も共謀共同正犯として処罰されるほか、当該違反行為を教唆し、又はほう助した場合もそれぞれ教唆犯、ほう助犯として処罰されることとなる。

第14条の2 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、20万円以下の罰金に処する。

- 一 第7条の5の許可を受けずに試験事務の全部を廃止したとき。
- 二 第7条の11第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
- 三 第7条の14第1項の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は同条第2項の規定に違反して帳簿を保存しなかつたとき。
- 四 第9条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

【趣旨】

本条は、指定機関の役員又は職員が許可を得ずして試験事務の全部を廃止する等の行為をした場合等、指定試験機関として不適切な行為があった場合を対象として罰則を定めたものである。当該違反行為をした者は20万円以下の罰金に処することとしている。

【解説】

1. 本条も第13条、第13条の2と同様電気工事士試験の公正な実施を図るための規定である。
2. 刑法総則の適用については、前条と同様である。

第15条 第9条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、1万円以下

の罰金に処する。

【趣旨】

本条は、都道府県知事が第9条第1項により電気工事士、特種電気工事資格者又は認定電気工事従事者に対し、監督上必要な報告を求めた場合にこれを報告せず、又は虚偽の報告をした者を対象とした罰則を定めたものである。当該違反行為をした者は1万円以下の罰金に処することとしている。

【解説】

1. 「虚偽の報告」とは、報告を要求されている事項について、事実と相違するものをいう。
2. 刑法総則の適用については、前条と同様である。

第16条 次の各号の一に該当する者は、1万円以下の過料に処する。

- 一 正当な理由なく、第4条第6項の規定による命令に違反して電気工事士免状を返納しなかつた者
- 二 正当な理由なく、第4条の2第6項の規定による命令に違反して特種電気工事資格者認定証又は認定電気工事従事者認定証を返納しなかつた者

【趣旨】

本条は、免状返納命令及び認定証返納命令違反に対する秩序罰を定めたものである。

【解説】

第1号、第2号においては、第4条第6項の規定により電気工事士免状の返納を命ぜられた場合又は第4条の2第6項の規定により特種電気工事資格者認定証又は認定電気工事従事者認定証の返納を命ぜられた場合に、正当な理由なく、その免状を返納しなかつた者を対象とし、1万円以下の過料に処することを定めている。「正当な理由」とは、社会通念上客観的認識の下に法律秩序の要求に応じ、公序良俗及び社会的条理に適合する理由をいう。したがって、本条において「正当な理由なく」とは、免状の返納が可能であるにもかかわらず提出しない場合を指すものであって、焼失、粉失、盗難等客観的に免状を返納できない場合は含まれない。なお、返納命令違反等を過料にとどめたのは例え免状を返納しなくとも、返納命令が本人に到達したときをもって、すでにその者が電気工事士としての資格を喪失したこととなるからである。

附則

- 1 この法律は、昭和35年10月1日から施行する。ただし、第3条、第7条から第9条まで及び第14条から第16条までの規定は、公布の日から起算して2年6月をこえ

ない範囲内において政令で定める日から施行する。

(昭和 37 年政令第 440 号で昭和 38 年 1 月 1 日から施行)

2 第 8 条の規定の施行の際現に電気工事の業務を行なっている電気工事士は、同条の施行の日から 1 月以内に、同条の通商産業省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、1 万円以下の過料に処する。

附則 (昭和 36 年 11 月 16 日法律第 234 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 9 月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(昭和 37 年政令第 323 号で昭和 37 年 8 月 15 日から施行)

附則 (昭和 37 年 9 月 15 日法律第 161 号) 抄

1 この法律は、昭和 37 年 10 月 1 日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされたに申請に係る行政庁の不作为その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て (以下「訴願等」という。) については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分 (以下「裁決等」という。) 又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

5 第 3 項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

6 この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律による改正前の規定により訴願等を行うことができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかったものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

9 前 8 項に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定め

る。

附則（昭和 39 年 7 月 11 日法律第 170 号）抄

1 この法律は、公布の日から起算して 1 年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（昭和 40 年政令第 205 号で昭和 40 年 7 月 1 日から施行）

附則（昭和 53 年 5 月 1 日法律第 38 号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 4 条第 2 項の規定は、公布の日から起算して 1 月を経過した日から施行する。

附則（昭和 56 年 5 月 30 日法律第 58 号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和 57 年 7 月 23 日法律第 69 号）抄

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第 31 条の規定 昭和 58 年 12 月 1 日

附則（昭和 58 年 12 月 10 日法律第 83 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

四 第 36 条中電気事業法第 54 条の改正規定、第 38 条の規定（電気工事士法第 8 条の改正規定を除く。）並びに附則第 8 条第 3 項及び第 22 条の規定 昭和 59 年 12 月 1 日

（その他の処分、申請等に係る経過措置）

第 14 条 この法律（附則第 1 条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び第 16 条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第 2 条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定

に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第 16 条 この法律の施行前にした行為及び附則第 3 条、第 5 条第 5 項、第 8 条第 2 項、第 9 条又は第 10 条の規定により従前の例によることとされる場合における第 17 条、第 22 条、第 36 条、第 37 条又は第 39 条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（昭和 62 年 9 月 1 日法律第 84 号）抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 1 年を経過した日から施行する。

(電気工事士法の一部改正に伴う経過措置)

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の電気工事士法（以下「新電気工事士法」という。）第 3 条第 1 項及び第 3 項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から 2 年間は、適用しない。

第 3 条 第 1 条の規定による改正前の電気工事士法（以下「旧電気工事士法」という。）第 4 条第 1 項の規定により交付された電気工事士免状は、新電気工事士法第 4 条第 2 項の規定により交付された第二種電気工事士免状とみなす。

第 4 条 旧電気工事士法第 6 条第 1 項に規定する電気工事士試験に合格した者は、新電気工事士法第 6 条第 1 項に規定する第二種電気工事士試験に合格した者とみなす。

第 5 条 旧電気工事士法第 4 条第 2 項第二号の通商産業大臣が指定する養成施設において同号の通商産業省令で定める電気工事士たるに必要な知識及び技能に関する課程を修了した者は、新電気工事士法第 4 条第 4 項第二号の通商産業大臣が指定する養成施設において同号の通商産業省令で定める第二種電気工事士たるに必要な知識及び技能に関する課程を修了した者とみなす。

第 6 条 旧電気工事士法第 4 条第 1 項の規定により電気工事士免状の交付を受けた後通商産業省令で定める電気に関する工事に関し 3 年以上の実務の経験を有する者又は当該電気に関する工事に関し 10 年以上の実務の経験を有する者であつて、施行日から起算して 2 年を経過する日までの間に、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の指定する者が行う自家用電気工作物（新電気工事士法第 2 条第 2 項に規定する自家用電気工作物という。以下同じ。）の保安に関する講習を修了したものは、新電気工事士法第 4 条第 3 項第一号に該当する者とみなす。

第 7 条 旧電気工事士法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、新電気工事士法の相当規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

附則（平成 5 年 11 月 12 日法律第 89 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）の施行の日から施行する。

（施行の日 = 平成 6 年 10 月 1 日）

（諮問等がされた不利益処分に関する経過措置）

第 2 条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第 13 条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置）

第 14 条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

（政令への委任）

第 15 条 附則第 2 条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成 7 年 4 月 21 日法律第 75 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 9 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成 7 年政令第 358 号で平成 7 年 12 月 1 日から施行）

附則（平成 9 年 4 月 9 日法律第 33 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

（電気工事士法の一部改正に伴う経過措置）

第 15 条 第 14 条の規定の施行前に同条の規定による改正前の電気工事士法第 2 条第 4 項に規定する電気工事士、同法第 3 条第 3 項に規定する特種電気工事資格者又は同条第 4 項に規定する認定電気工事従事者について同法第 8 条に規定する電気工事の業務の開始、届け出た事項の変更又は業務の廃止があった場合における届出については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第 17 条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、

なお従前の例による。

(政令への委任)

第 18 条 附則第 2 条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成 11 年 5 月 21 日法律第 50 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、平成 12 年 3 月 21 日から施行する。

附則 (平成 11 年 7 月 16 日法律第 87 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第 1 条中地方自治法第 250 条の次に 5 条、節名並びに 2 款及び款名を加える改正規定 (同法第 250 条の 9 第 1 項に係る部分 (両議院の同意を得ることに係る部分に限る。)) に限る。)、第 40 条中自然公園法附則第 9 項及び第 10 項の改正規定 (同法附則第 10 項に係る部分に限る。)、第 244 条の規定 (農業改良助長法第 14 条の 3 の改正規定に係る部分を除く。)) 並びに第 472 条の規定 (市町村の合併の特例に関する法律第 6 条、第 8 条及び第 17 条の改正規定に係る部分を除く。)) 並びに附則第 7 条、第 10 条、第 12 条、第 59 条ただし書、第 60 条第 4 項及び第 5 項、第 73 条、第 77 条、第 157 条第 4 項から第 6 項まで、第 160 条、第 163 条、第 164 条並びに第 202 条の規定 公布の日

(国等の事務)

第 159 条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務 (附則第 161 条において「国等の事務」という。)、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第 160 条 この法律 (附則第 1 条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第 163 条において同じ。) の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為 (以下この条において「処分等の行為」という。) 又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為 (以下この条において「申請等の行為」という。) で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第 2 条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律 (これに基づく命令を含む。) の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適

用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第 161 条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第 162 条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第 163 条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第 164 条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第 250 条 新地方自治法第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第 1 に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第 251 条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢

の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（平成 11 年 8 月 6 日法律第 121 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、平成 12 年 7 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

五 第 3 条中火薬類取締法第 28 条第 1 項の改正規定（「防止するため、」の下に「保安の確保のための組織及び方法その他経済産業省令で定める事項について記載した」を加える部分に限る。）、同法第 35 条第 1 項の改正規定（「火薬庫に」を「火薬庫並びにこれらの施設における保安の確保のための組織及び方法に」に改める部分に限る。）及び同条第 2 項の改正規定（「適合しているかどうか」の下に「並びに第 28 条第 1 項の認可を受けた危害予防規程に定められた事項のうち保安の確保のための組織及び方法に係るものとして経済産業省令で定めるものを実施しているかどうか」を加える部分に限る。）、第 5 条及び第 10 条の規定並びに附則第 31 条から第 34 条まで、第 45 条から第 50 条まで、第 76 条、第 77 条及び第 79 条の規定 平成 13 年 4 月 1 日

附則（平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この法律（第 2 条及び第 3 条を除く。）は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第 995 条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第 1305 条、第 1306 条、第 1324 条第 2 項、第 1326 条第 2 項及び第 1344 条の規定 公布の日

附則（平成 15 年 6 月 18 日法律第 92 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 16 年 6 月 9 日法律第 94 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 7 条及び第 28 条の規定は公布の日から、附則第 4 条第 1 項から第 5 項まで及び第 9 項から第 11 項まで、第 5 条並びに第 6 条の規定は平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

（処分等に関する経過措置）

第 26 条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下

この条において同じ。)の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第 27 条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令委任)

第 28 条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成 18 年 6 月 2 日法律第 50 号)

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附則 (平成 23 年 6 月 24 日法律第 74 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 20 日を経過した日から施行する。

附則 (平成 24 年 6 月 27 日法律第 47 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(平成 24 年政令第 228 号で平成 24 年 9 月 19 日から施行)

一 第 7 条第 1 項 (両議院の同意を得ることに係る部分に限る。)並びに附則第 2 条第 3 項 (両議院の同意を得ることに係る部分に限る。)、第 5 条、第 6 条、第 14 条第 1 項、第 34 条及び第 87 条の規定 公布の日

(罰則の適用に関する経過措置)

第 86 条 この法律 (附則第 1 条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第 87 条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の施行の日から施行する。

(施行の日 = 平成 28 年 4 月 1 日)

(経過措置の原則)

第 5 条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

第 6 条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であって、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあっては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であって、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであって、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第 9 条 この法律の施行前にした行為並びに附則第 5 条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第 10 条 附則第 5 条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成 26 年 6 月 18 日法律第 72 号）抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 2 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成 27 年政令第 267 号で平成 28 年 4 月 1 日から施行)

附則 (令和 2 年 6 月 12 日法律第 49 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第 1 条の規定 (前二号に掲げる改正規定を除く。)、第 3 条中電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 17 条第 1 項第 1 号の改正規定 (「第 98 条第 1 号」を「第 98 条第 1 項第 1 号」に改める部分に限る。)、第 4 条の規定並びに第 5 条中独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法第 11 条第 2 項に 1 号を加える改正規定、同法第 12 条第 1 号の改正規定及び同法第 14 条第 1 項の改正規定 (「までに」の下に「掲げる業務並びに同条第 2 項第 3 号に」を加える部分に限る。)並びに附則第 17 条の規定 公布の日から起算して 1 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日

(令和 2 年政令第 296 号で令和 3 年 4 月 1 日から施行)

附則 (令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第 509 条の規定 公布の日

附則 (令和 4 年 6 月 22 日法律第 47 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 1 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第 19 条の規定 公布の日

二 略

三 第 4 条の規定 (電気事業法目次の改正規定 (「第五款 承継 (第 55 条の 2)」を「/第 5 款 承継 (第 55 条の 2) /第 6 款 認定高度保安実施設置者 (第 55 条の 3—第 55 条の 13) /」に改める部分に限る。)、同法第 3 章第 2 節に 1 款を加える改正規定、同法第 105 条の次に 1 条を加える改正規定、同法第 112 条第 1 項第 5 号を同項第 6 号とし、同項第 4 号の次に 2 号を加える改正規定 (同項第 4 号の 2 に係る部分に限る。)、同法第 120 条第 1 号の改正規定 (「第 51 条の 2 第 3 項」の下に「、第 55 条の 7」を加える部分に限る。)、同条第 5 号の改正規定及び同条第 8 号の次に 1 号を加える改正規定を除く。)並びに附則第 4

条、第 5 条、第 8 条から第 10 条まで、第 15 条及び第 18 条の規定 公布の日から起算して
9 月を超えない範囲内において政令で定める日

(令和 4 年政令第 363 号で令和 5 年 3 月 20 日から施行)

(政令への委任)

第 19 条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則
に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。